

議案第53号

三朝町表彰条例の一部改正について

次のとおり三朝町表彰条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年6月14日

三朝町長 吉田秀光

平成14年6月19日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町表彰条例の一部を改正する条例

三朝町表彰条例（昭和29年三朝町条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
第3条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。 (1) 及び(2) 略 (3) 助役、収入役、 <u>国民宿舎事業管理者</u> 及び教育長の職にあつて、満20年以上在職した者 (4) ～ (6) 略	第3条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。 (1) 及び(2) 略 (3) 助役、収入役、 <u>企業管理者</u> 及び教育長の職にあつて、満20年以上在職した者 (4) ～ (6) 略
第4条 略	第4条 略
第5条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。 (1) 及び(2) 略	第5条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。 (1) 及び(2) 略

